

子どもの未来応援条例（仮称）制定に係る 関係者等アンケート

本市では、子どもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来の生活にわたり夢や希望を持てる社会の実現を目指すため、令和3年度から「鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）」の制定に取り組んでいます。

この条例は今後の本市の子ども施策の方向性について規定するものであり、この調査は子育てや子どもの権利等に関して、関係者（普段から子どもと関わる業務の方）等の現状認識を把握し、条例制定の基礎資料とするために実施するものです。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

回答期限 11月30日（火）まで

【問い合わせ先】

こども福祉課 家庭福祉係
Tel216-1260 （内線）2632
担当：富永

1 回答者ご自身のことについて

問1 あなたの所属についてお尋ねします。(ひとつだけ)

1. 保育所、幼稚園、認定こども園等
2. 児童クラブ
3. 小学校・中学校
4. 児童発達支援事業所
5. 主任児童委員

この調査の中で、「子ども」とは児童福祉法で定められた「18歳未満の者」全てを指します。お子さんがいる方、お子さんがいない方ともに、「鹿児島市の子ども」に関して、考え方などについて、以下お答えください。

2 子どもの権利について

問2 あなたは、「子ども（児童）の権利に関する条約」（子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989年に国際連合で採択、日本は1994年に批准）を知っていますか。(ひとつだけ)

1. 詳しく知っている
2. ある程度知っている
3. 聞いたことはあるが内容は知らない
4. 知らない

問3 子ども（児童）の権利条約は以下のような子どもの権利を保障しています。あなたが大切だと思う子どもの権利を全て選んでください。(いくつでも)

1. 人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されないこと
2. 子どもにかかわる全ての活動において、子どもの最善の利益が第一に考えられること
3. 生きること・育つこと
4. 子どもに影響を与える全ての事柄について、自分の意見を自由に表すこと
5. 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること
6. 親からの暴力やひどい扱いから守られること
7. 医療・保険サービスを受けること
8. 生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること
9. 心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること
10. 教育を受けること
11. 休んだり遊んだりすること
12. スポーツ・文化・芸術活動に参加すること
13. 心や体によくない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること
14. 誰からも幸せを奪われないこと
15. 「子どもの権利条約」を知ること
16. 大切だと思う権利は特にない
17. わからない

問4 あなたの職場では、職員等が子どもの権利を学ぶ機会がありますか。(主任児童委員さんの場合は、児童委員の立場として、研修の機会があるかどうかお答えください。)

(ひとつだけ)

1. ある 2. 時々ある 3. ない

問5 子どもの権利条約は大きく4つの権利(①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利)に分けられます。そのなかの④参加する権利に関して、あなたの職場では、子どもに関わること(運営方針、授業・保育内容、行事、支援方針等)を決めるとき、子どもの意見を聞いたり、取り入れたりしていますか。(ひとつだけ)

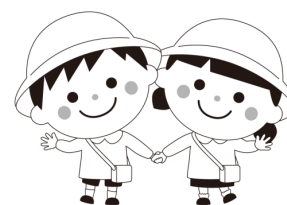
1. 聞いている 2. どちらかといえば聞いている
3. どちらかといえば聞いていない 4. 聞いていない

問6 子どもの権利を尊重する社会の構築に向けて、市役所に期待することは何ですか。

[]

問7 子どもが安心して自分らしく生き、社会参加しながら成長していくには、どのようなことが大切だと思いますか。意見があれば教えてください。

[]



質問は以上です。最後までご協力いただき、ありがとうございました。